

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
<p>(講習科目の受講の一部免除) 第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。</p>	<p>受講の免除を受けることができる者</p>	<p>受講の免除を受けることができる者</p>	<p>(講習科目の受講の一部免除) 第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。</p>
<p>(略)</p> <p>一 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で第二次検定においてシヨベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は二級の技術検定で施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号)第一条第一項第二号若しくは第六号に定められた検定種別に該当するものに合格した者</p> <p>二 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>一 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で第二次検定においてシヨベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は二級の技術検定で建設機械施工管理について種別を定める等の件(令和三年国土交通省告示第百二号)に定められた第二種若しくは第六種の種別に該当するものに合格した者</p> <p>二 (略)</p>	<p>(略)</p>

